

令和4年8月25日

社会福祉法人視覚障害者福祉会行動計画 (次世代育成支援対策推進法に基づく第3次行動計画)

当法人が運営する事業所に勤務する職員が、子育て・介護・仕事を両立することができ、女性・男性の別を問わず職員全員が働きやすい環境を構築することによって、全ての職員がその能力を十分に発揮することができるよう、次のような行動計画を策定いたします。

1. 計画期間

令和4年9月1日 ～ 令和9年8月31日（5年間）

2. 内 容

目標1：男女がともに子育てしながら安心して長く働ける為の支援制度の周知を、定期的実施する。

(対策)

○令和4年10月～

- ・産後パパ育児休業（出生時育児休業）など、事業所内パンフレットや職場研修等により周知を図り、配偶者が出産した際、男性職員の制度利用を促進します。
- ・職員の育児休業・産後パパ育児休業取得率は、取得希望者の100%とします。
- ・子の看護休暇制度の周知を継続的に実施します。

目標2：仕事と介護の両立支援に向けた職場環境整備を促進する。

(対策)

○令和5年8月～

- ・介護離職を防止するために介護休業・介護休暇制度の周知を図る為、担当部署及び管理職等を対象とした研修等を実施の上、事業所内パンフレットを作成し、職員が介護休業・介護休暇を取得しやすくなるよう職場の意識改革を図ります。

目標3：すべての職員が健康に働き続けられるよう、超過勤務時間削減に向けた取り組みを継続的に実施する。

(対策)

○令和4年10月～

- ・業務量の削減に向け業務の分析・取捨選択を行い、効果的・効率的な業務遂行等を定期的に検討します。
- ・超過勤務時間については、第2次行動計画期間平均値の毎年10パーセント減を目指します。